調 達 公 告

一般競争入札を行うので、公立大学法人公立鳥取環境大学契約事務取扱規程（以下「契約事務取扱規程」という。）第４条第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和４年８月１９日

公立大学法人公立鳥取環境大学理事長　江﨑　信芳

１　調達内容

（１）業務名称

電気化学測定システム一式の調達

（２）業務の仕様

仕様書による

（３）納入期限

令和５年３月３１日（金）まで

（４）入札方法

ア　入札は、郵送入札により行う。

イ　入札書に記載する金額は、入札者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）から入札見積金額に１１０分の１０を乗じて得た金額（１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を減じた金額に相当する金額を入札書に記載すること。

２　入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

（１）契約事務取扱規程第３条の規定に該当しない者であること。

（２）鳥取県又は鳥取市が定める競争入札参加資格を有するとともに、その業種区分が医療・理化学機器類に登録されている者であること。

（３）この公告の日から入札日（再度入札を行う場合にあっては、当該入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県、鳥取市、国及びその他の地方公共団体から競争入札に係る指名停止措置を受けていない者であること。

（４）この公告の日から入札日（再度入札を行う場合にあっては、当該入札の開札日）までの間のいずれの日においても会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

（５）事業者又はその経営に実質的に関与している者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団、同法第２条第６号に規定する暴力団員又はそれらに関連すると認めるに足りる相当の理由のある者でないこと。

（６）鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）

を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

（７）器具改造等は法令による有資格者により行うことができる者であること。

３　入札手続等

（１）入札の手続きに関する問合せ先

〒689‐1111　鳥取市若葉台北一丁目１番１号

公立大学法人公立鳥取環境大学総務課学部・センター事務室

電話　0857‐32‐8814　　ファクシミリ　0857-32-9120

電子メール　g-jimu@kankyo-u.ac.jp

（２）入札説明書等の交付方法

令和４年８月１９日（金）から令和４年８月３０日（火）までの間にインターネットのホームページ（http://www.kankyo-u.ac.jp/about/publicoffering/bid/）から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア　交付期間及び交付時間

令和４年８月１９日（金）から令和４年８月３０日（火）までの日（土曜、日曜及び祝祭日を除く）の午前９時から午後５時までとする。

イ　交付場所

（１）に同じ

（３）郵便等による入札

特定記録郵便、簡易書留郵便、一般書留郵便、レターパックプラス又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第２項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、（１）の場所に送付すること。

（４）入札及び開札の日時及び場所

ア　入札日時及び開札日時

令和４年９月７日（水）午前１０時

ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月６日（火）午後５時までとする。

イ　場所

鳥取市若葉台北一丁目１番１号

公立鳥取環境大学　教育研究棟２階　学部・センター事務室

ウ　入札執行の立会

認めない

４　入札者に要求される事項

（１）入札書は、件名及び入札社名を記入し、「入札書」と明記するとともに本件調達案件の名称を記載した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

（２）本件入札に参加を希望する者は、２の入札参加資格に適合することを証明する書類等（以下「事前提出資料」という。）を、３の（１）の場所に令和４年８月３０日（火）午後５時までに電子メール、ファクシミリ又は郵送（普通郵便可）の方法により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、期限までに事前提出資料を提出し

ない者は、本件入札に参加することができない。

（３）入札者は、（２）の書類に関して説明を求められた場合、それに応じなければならない。

５　入札保証金及び契約保証金

（１）入札保証金

入札者は、入札保証金として見積る入札金額の１００分の５以上の金額を納付しなければならない。この場合において、契約事務取扱規程第９条に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、契約事務取扱規程１０条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

（２）契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の１００分の１０以上の金額を納付しなければならない。この場合において、契約事務取扱規程第４０条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、契約事務取扱規程４１条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

６　その他

（１）契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

（２）入札の無効

２の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び契約事務取扱規程、本件調達公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

（２）契約書作成の要否

要

（３）落札者の決定方法

本件調達公告に示した物品を発注者が指定する期限までに納品できると判断した入札者であって、契約事務取扱規程第５条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。また、最低制限価格制度は適用しない。なお、最低の価格をもって有効な入札を行った者が２者以上いるときは、くじにより決定する。

（４）手続における交渉の有無

無

（５）その他

詳細は、入札説明書による。